

はしがき

木造住宅の耐久性については、2000年に、住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護、住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決などを目的とした「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（略称：住宅品質法）が施行され、新築住宅の取得契約における瑕疵担保責任期間の10年の義務化、住宅性能表示制度（任意）などが制定された。また、2009年には、新築住宅を供給する事業者に対して瑕疵の補修等が確実に実行されるよう、保険や供託などを義務付けた「住宅瑕疵担保履行法」が施行された。

これらの法令により、引渡し後10年以内に瑕疵が発覚した場合は、住まい手が保護される仕組みが整えられた。しかし、住宅瑕疵担保責任保険法人の報告によると、新築住宅の瑕疵事故のうち、9割以上が雨漏りであることが報告されており、依然として、雨仕舞いや防水対策が十分ではない場合があることが分かる。

本資料は、木造住宅の耐久性を向上させるため、産学官24機関が集い、5年間にわたり、調査・実験・シミュレーション結果、実績・経験などを基にして協議した共同研究の成果であり、建物外皮の構造・仕様とその評価に関する知見が集約されたものである。これは、造り手にとっては、各種の劣化リスク、不具合・劣化事例、推奨する設計・施工方法に関する技術資料となり、住まい手には、住宅選びに欠かせない技術情報源となる。本資料が有効に活用されることにより不具合事象が適切に防止され、木造住宅の耐久性が大幅に向上することを期待する。

平成29年6月

国土交通省 国土技術政策総合研究所
副所長 香山 幹